

令和6年度

誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業

（学校体育施設を利用した民間企業等による

モデル事業）

仕 様 書

令和6年 9月 18日

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

1 委託事業名

令和6年度 誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業
(学校体育施設を利用した民間企業等によるモデル事業)

2 事業の目的

地域の施設の老朽化、財政の制約、人口減・少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に応じ、スポーツ施設の計画的なストックマネジメントの下で、地域において誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的・質的な充実が、なお一層求められている。

令和5年度に、学校体育施設を、誰もが気軽にスポーツに親しめる、地域でより活用されるスポーツの場とするためのモデル実証事業を展開し、その成果をとりまとめた^{※1}。

本事業においては、更なる地域スポーツ環境の確保・充実を図るため、令和5年度の成果を踏まえ、学校体育施設を地域のスポーツの場としてさらに活用できるよう、とくに民間企業等がもつ指導力や企画力、プラットフォームなどを活かしたプログラム等を展開。

量・質ともに充実した学校体育施設のモデル事業を実施する。

※1

「地域の身近なスポーツの場としての学校体育施設の有効活用」成果物

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00001.htm

「令和5年度地域の身近なスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー」報告

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/jsa_00007.html

3 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和7年3月21日(金)

4 成果物

以下を納品すること。

- ・業務委託報告書 1部
- ・「学校体育施設の有効活用」モデル事業成果発表資料 1部
- ・上記、電子媒体(PDF及びWord等のオリジナルデータ) 一式

5 納入期限

令和7年3月21日(金)

6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省スポーツ庁 参事官(民間スポーツ担当) 付 人材係

7 委託事業の内容

(1) 対象学校施設の選定

モデル事業を実施する対象学校施設を選定する。対象学校施設選定の考え方につ

いては公立、私立の学校体育施設を対象とするか、それ以外の学校内のオープンスペース等を含むことは拒むものではない。また、選定の方法については、スポーツ庁と協議のうえ決定するが、企画提案者は効果的なモデル事業が実施できるよう提案を行うこと。

（２）運営委員会の開催

対象学校施設において、誰もが気軽にスポーツに親しみ、活用されるスポーツの場とすることを実現するため、採択事業者の事業担当責任者とスポーツ庁担当職員、有識者の合計８名程度で構成した運営委員会を立ち上げ、全５回程度実施する。本運営委員会においては以下の業務を行う。

- ・ 運営委員会開催にあたっての出席委員への日程調整や開催案内等の連絡業務
- ・ 会場や必要な備品の確保などの検討会開催準備業務
- ・ 委員への謝金及び旅費の支払い業務
- ・ 運営委員会資料、会議録の作成業務
- ・ 上記以外で運営委員会運営に当たって必要となる業務

（３）モデル事業の実施

対象学校施設において、誰もが気軽にスポーツに親しめ、活用されるスポーツの場とすることを実現するためのビジョンやプラン等を検討、実行する。事業の内容としては、以下の事項を想定するが、本事業の成果の最大化に資する場合はこの限りではない。

（例）

- ・ 事業方針作成

（対象学校施設及び周辺住人のスポーツ参加等の現状や課題分析を行い、地域スポーツ環境の確保・充実を図るための事業方針を作成する）

- ・ 具体的取組内容の検討

（対象学校施設において応募者が持つ指導力や企画力、プラットフォームなどを活かしオリジナルのプログラム展開や施設の有効活用を促す仕組みづくり等、本課題を解決する事業内容を検討、併せて事業実施の支障となる法的事項の整理、具体的な運営手法を検討する）

- ・ 事業実行

（上記内容に沿って事業を実行する）

- ・ 効果検証の実施

モデル実証事業の内容について、定性的・定量的な観点から効果検証を行う。効果検証を行うにあたり、モデル実証ごとにロジックモデル（案）を作成し、取組によるアウトプット、アウトカムの内容や効果を検証するとともに、設定した社会的インパクトに対する効果・可能性についても分析を行う。

（４）参加者アンケートの実施

上記モデル事業実施時において、参加者全員にアンケートを実施し、事業の効果を裏付けるデータとする。アンケート項目及び、方法についてはその都度スポーツ庁と協議のうえ決定するが、企画提案者は事業成果発表資料作成を意識して提案を行うこと。

(5) 成果物

地方公共団体等に対して普及・啓発を図っていくため、(1)～(4)の成果を「学校体育施設の有効活用」モデル事業成果発表資料としてとりまとめる。また、各種打合せや会議等の記録についても作成する。

(6) その他

本事業の推進にあたっては、定期的にスポーツ庁との打合せを行い、取組の進捗を共有する。また、打合せ時は、必ず責任者（業務管理者）も同席すること。毎打合せ時には、その概要について打合せ記録簿を作成し、スポーツ庁に提出する。

8 事業規模

事業規模は8, 000千円程度とする

9 応札者に求められる要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 事業の実施方針

- * 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の内容、方法が明確になっていること。〔仕様書に示し

た内容以外の独自の調査の実施に係る提案がされていればその内容に応じて加点する。]

- * 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。[方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。]

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。【作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。】

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。[類似事業の実績内容により加点する。]

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績がある、又は過去に委員会の運営をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定

(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定

(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)

○従業員が行うスポーツ活動の支援や促進に向けた取組を実施している企業を「スポーツエールカンパニー」として

認定 (Bronze (ブロンズ)、Bronze (ブロンズ) +、Silver (シルバー)、Silver (シルバー) +、Gold (ゴールド)、Gold (ゴールド) +)

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする。)

5-1-1 令和6年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和6年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10 検 査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

12 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

- ・ 5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 4 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 6 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。